

○美術実習等安全マニュアル

美術教室

1. 野外実習等における安全の心得

野外で実習等の授業を受ける場合は、教官の指示に従うこと。また卒業制作や自主活動において野外制作、調査を行う場合には場所、日時、内容などの計画を事前に教官に申し出て許可を齎ること。終了後にはその報告もすること。

注意事項

- 1 交通事故を起こさぬよう、また巻き込まれないよう十分注意すること。
- 2 立ち入りが禁止されている地区、工事現場などには足を踏み入れないこと。また危険物にはみだりに接触したりしないこと。
- 3 海岸、河川、湖沼などの水辺では水難(転落)事故のないよう十分注意すること。
- 4 民家近くや私有地での制作、調査では居住者等に迷惑をかけトラブルを起こしたり巻き込まれたりしないよう心掛けること。
- 5 自然破壊、物的損傷につながる行動をしないこと。
- 6 野外実習等では体に変調を来しやすいので、体調が優れない場合は実習を中断し、医師にかかること。
- 7 その他、各人で常識ある行動を取ること。

2. 大学内で行う実習等における安全の心得

実習室では、教官の指示に従って機械器具を使用すること。大型機械を使用する場合は教官立ち会いのもとに行うこと。休日、夜間など時間外に実習室を使用するときは、教官の許可を得ること。その場合火気の始末、防犯には特に注意すること。

注意事項

- 1 実習室内での喫煙は禁止する。
- 2 絵画実習や、デザイン実習で残った絵の具、現像液等は下水道に廃棄してはいけない。揮発性の油近くでは火気類の使用に際して十分注意すること。
- 3 工作機械使用に際しては作業服を着衣のうえ、長髪の方は髪の毛を束ねるかスカーフ等で覆い身体の一部が機械に絡まらないよう準備をすること。グラインダー、溶接機を使用する場合は保護メガネと手袋を着用し、できるだけ皮膚を外に露出しないようにすること。金属の溶解や陶器の焼成に際しては引火しにくい綿の作業着に安全靴か運動靴を履き、動きやすく火傷を負いにくい身なりをすること。
- 4 酸性等の薬品類の使用後は必ず手洗いをすること。
- 5 自動ノコギリ、自動カンナでは規定以下の大きさの材料を加工しないこと。
- 6 重量物の運搬に際しては運搬物が落下することを常に想定し、落下する範囲に入らぬこと。床面を移動する際には運搬物近くで腰をかかめたり、頭を低く下げたりせぬこと。
- 7 作業中の陶芸窯、工作機械、特に溶接機の電気コードの管理は十分に行い漏電、感電の事故がないよう注意をすること。

- 8 実習室内は整理整頓を心掛け、火回りには可燃物を置かぬようにすること。実習終了後には必ず室内の清掃をし、次に使う者が安全に使用可能な状態にして置くこと。
- 9 実習室内に金銭や貴重品を放置して留守にしないこと。
- 10 退室する際には戸締まり、火の始末を確認の上すべての電源を切り、最後に施錠すること